

介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

担 当	竹間大剛 加藤つかさ
電 話	0166-55-3604(直通)
受付時間	平 日 9:00 ~ 17:00

2. 森山メモリアル病院通所リハビリテーション事業所の概要

(1) 事業所名等

事業所名	森山メモリアル病院 通所リハビリテーション事業所
所在地	旭川市旭町2条1丁目31番地
介護保険指定番号	0112917497
対象地域	旭川市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容
管理者	医 師	1名	0名	事業所の運営管理
従業者	理学療法士	4名	名	ケアプランに基づく必要な リハビリテーションの提供
	作業療法士	名	名	
	言語聴覚士	1名	名	
	看 護 師	名	1名	ケアプランに基づく必要な 介護の提供
	准看護師	名	名	
	介護職員	9名	4名	必要な事務を行なう
	事務職員	1名	名	必要な事務を行なう
運 転 手	名	3名	送迎、乗降の補助を行なう	

R6年6月1日現在

(3) 施設の設備等

定 員	45 名
通所リハビリテーション室	1室 205.94 m ²
浴 室	一般・特殊浴槽
送 迎 車	8 台

(4) 営業時間

月曜日～金曜日 ① 10:30～12:00 ② 13:30～15:00

< 休 業 日 > 土曜・日曜・祝祭日・8月15～16日・12月29日～1月3日

3. サービス内容

(1) 運動器機能向上サービス(リハビリテーション)

心身機能の維持、回復を図り、日常生活の自立を支援する目的で、理学療法士等がその他の必要なリハビリテーションの提供を致します。

(2) 送 迎

利用者の心身の状況を考慮した送迎を行ないます。

(3) 口腔機能向上サービス(必要性に応じてサービスを実施します)

(4) その他

通所リハビリテーションの従業者はサービス提供にあたり次の行為は行いません。

① 医療行為(ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。)

② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③ 利用者又は家族からの金銭、物品等の授受

④ 利用中の受診は法律上認められていません。提供時間帯以外、もしくは利用日以外の日でお願い致します。

⑤ 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

⑥ 虐待の防止について

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に通報します。

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

虐待防止に関する責任者：(所長) 岩瀧 廣大

身体拘束について

当事業所は利用者または、他の利用者等の生命または心身を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。また身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するよう努めます。

感染対策について

当事業所は、感染症の発生及びまん延の防止のため、森山メモリアル病院と共同して委員会の設置・開催に必要な研修・訓練の実施などの対策を講ずるよう努めます。

災害対策について

当事業所は、地震や災害などの緊急事態が発生したときに被害を最小限に留め、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とすべく対策を講ずるよう努めます。

4. 料 金

(1) 利用料金(当事業所料金表参照)

①介護予防通所リハビリテーション利用料 (月額)

介護予防 通所リハビリテーション費		介護保険適用外料金		介護保険適用料金		
		基本料 金	サービス提供 体制強化加算 (I)	基本料金	サービス提供体 制強化加算 (I)	合計
		(※減算)		(※減算)		(※減 算)
基本料金	要支援1	22,680 (21,480)	880	2,268 (2,148)	88	2,356 (2,236)
	要支援2	42,280 (39,880)	1,760	4,280 (3,988)	176	4,456 (4,164)
加算等	通所リハ一体的 サービス提供加算	480		480		
	予防通所リハ退院時 共同指導加算	600		600		
	科学的介護推進体 制加算	400		40		
	介護職員処遇改善 加算 I	1ヶ月の利用料金に6.6%加算				

※ サービス提供体制強化加算は支援1の方は(1)、支援2の方は(2)の算定となります。

※ 介護保険適用者は上記介護保険適用料金に負担割合を乗じた金額となります。

※ ()内は利用開始から12月を超えた場合：要支援1の方は-120円 要支援2は-240円を減算した金額となります。

※ 一体的提供加算は、開始月に評価し翌月からの算定となります。

利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって決まります。利用者の体調不良や状態の改善等によりサービスの利用が少なかった場合、または多かった場合でも、日割りの割引・増額はしません(ただし、次の場合については、日割り計算を行いそれぞれの単価に基づいて利用料を計算します)。

〈日割り計算を行う場合〉

- ・月の途中で要介護から要支援に変更となった場合
- ・月の途中で要支援から要介護に変更となった場合
- ・月の途中で要支援1⇔要支援2に変更となった場合
- ・同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ・同月内に、他の介護保険サービス(短期入所等)を利用した場合

②その他の費用

旭川市以外 の送迎費(往復)	事業所から 10Km未満	事業所から 10Km超え
	¥400(税抜)	¥600(税抜)

趣味活動等、旭川市以外の送迎については自己負担となります。

(2) 利用料金の支払い方法

料金のお支払等については、**契約書第6条(料金・支払方法)**をご参照ください。

5. サービスの利用について

- (1) サービスの提供の依頼後、通所リハビリテーション計画を作成し契約を結びサービスの提供を開始します。
- (2) サービスの終了については、**契約書第9条(契約の終了)**をご参照ください。
- (3) 介護予防通所リハビリテーション提供時間帯での受診について
当事業所での介護予防通所リハビリテーション時間帯(10:30~12:00、13:30~15:00、その他)での当院の外来受診は法律上認められておりません。外来受診等は介護予防通所リハビリテーション提供時間帯以外、もしくは利用日以外の日でお願い致します。

6. 当事業所の介護予防通所リハビリテーションサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ①当事業所は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持・回復を支援し、その他の必要なリハビリテーションを提供することを目的としています。
- ②事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします

(2) 事業所の体制

事 項	有 無	備 考
日曜日・休日の実施の有無	無	
時間延長の有無	無	
従業員の研修の実施状況	有	採用時研修(採用後1ヶ月以内) 継続研修(年12日)
サービスマニュアルの作成	有	
送迎の有無	有	

7. 緊急時の対応(事故発生時)

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

主 治 医	病院名	(TEL)
	主治医名	
緊急連絡先	氏 名	(続 柄)
	連絡先	(TEL)

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所ご利用者相談・苦情担当

通所リハビリテーションに関するご相談・苦情を承ります。

森山メモリアル病院通所リハビリテーション事業所

担 当 所 長 岩 瀧 廣 大

電 話 0166-55-3604

(2) その他

当事業所以外に、相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

旭川市保健所保険総務課 電話 0166-26-1111

北海道国民健康保険団体連合会 電話 011-231-5161

9. 当病院の概要

名 称	社会医療法人元生会 森山メモリアル病院
代表者役職・氏名	院 長 丹 野 克 俊
所在地・電話番号	旭川市旭町2条1丁目31番地 電話 0166-55-2000
関 連 機 関 等	社会医療法人元生会 森山病院 森山メモリアル訪問看護ステーション 森山病院訪問看護事業所 森山病院居宅介護支援事業所 森山メモリアル病院居宅介護支援センター 森山メモリアル病院指定訪問リハビリテーション事業所 森山メモリアル病院指定訪問リハビリテーション事業所 福祉村サテライト出張所 森山メモリアル病院指定訪問リハビリテーション事業所 東出張所 森山メモリアル病院指定居宅療養管理指導事業所 森山病院訪問介護事業所 介護予防リハビリテーションセンター

ホームページ 社会医療法人 元生会 <http://www.moriyama.or.jp/>

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。
又、事業者がサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の情報を契約の有効期間中、用いることを同意します。

上記は平成13年から施行する。

平成31年4月1日 一部改訂

令和元年10月1日 一部改訂

令和2年4月1日 一部改訂

令和3年4月1日 一部改訂

令和4年1月1日 一部改訂

令和4年7月1日 一部改訂

令和4年10月1日一部改訂

令和6年6月1日一部改訂